債権者集会招集

平成２１年（フ）第２号
函館市美原４丁目５番16号
破産者　株式会社鈴木道路
１　期日　平成22年12月10日午後４時
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年11月４日　函館地方裁判所

平成２２年（フ）第３６０号
大阪府四條畷市田原台５丁目５番５号　シャトルヒルズ103
破産者　余田　浩二
１　期日　平成22年12月22日午前10時
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年11月２日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５０９号
宮崎県日向市大字細島753番地
破産者　松葉運輸株式会社
１　期日　平成22年12月17日午後１時45分
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年11月４日　宮崎地方裁判所破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成１９年（フ）第４２５号
宮崎県都城市若葉町54号７番地
破産者　日成東建設株式会社
異議申述期間　平成23年１月４日まで
平成22年11月４日　宮崎地方裁判所破産係

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第５５３号
石川県加賀市山代温泉11の27番地１
破産者　吉田　美喜
免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
平成22年11月２日　金沢地方裁判所

特別清算開始

平成２２年（ヒ）第４４号
横浜市港北区新横浜２丁目７番地４
清算株式会社　株式会社電販
代表清算人　加藤　康二
１　決定年月日　平成22年11月２日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
横浜地方裁判所第３民事部

特別清算終結

平成２１年（ヒ）第１０号
岐阜県郡上市八幡町吉野200番地
清算株式会社　千虎観光株式会社
１　決定年月日　平成22年11月１日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
岐阜地方裁判所

特別清算協定認可

平成２２年（ヒ）第２０４３号
東京都板橋区板橋３丁目６番17号
清算株式会社　リンクス・プロパティー株式会社
代表清算人　菊地裕太郎
１　決定年月日　平成22年10月29日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算会社は、別紙債権者一覧表(別紙省略)記載の協定債権者に対し、各協定債権者が清算株式会社に対して有する協定債権のうち10万円以下の部分を、本協定の認可の決定が確定した日から１ケ月以内に弁済する。
２　清算株式会社は、別紙債権者一覧表記載の協定債権者の有する協定債権のうち10万円を超える部分につき、その0.024877217％に当たる額を本協定の認可の決定が確定した日から１ケ月以内に弁済し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額並びに各協定債権に係る利息及び遅延損害金全額につきその債務の免除を受ける。
３　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規程により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
４　本協定に基づく弁済は、清算会社が、各協定債権者の指定口座に振り込む方法により行う。なお、振込手数料は協定債権者の負担とする。
東京地方裁判所民事第８部

監督命令

平成２２年（再）第１号
山口県光市室積東ノ庄15番１号
再生債務者　田中　　進
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　山口県光市虹ケ浜３－６－15　杉岡法律事務所　弁護士　杉岡　　茂
平成22年11月１日　山口地方裁判所周南支部

平成２２年（再）第７号
熊本市花畑町11番９号
再生債務者　株式会社桂花
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　熊本市花畑町１番７号　ＭＹ熊本ビル８階　三藤法律事務所　弁護士　三藤　省三
平成22年11月１日
熊本地方裁判所民事第１部

監督命令取消

平成２２年（再）第１号
北海道伊達市大滝区優徳町64番地15
再生債務者　丸福建設株式会社
主文　平成22年４月27日にした監督命令を取り消す。
平成22年11月１日　札幌地方裁判所室蘭支部

再生手続開始

平成２２年（再）第２号
島根県安来市広瀬町石原349番地１
再生債務者　三洋繊維工業株式会社
１　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年12月10日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成23年１月24日から平成23年２月10日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（再）第８号
福岡市博多区吉塚４丁目６番45号
再生債務者　有働建設株式会社
代表者代表取締役　有働　信幸
１　決定年月日時　平成22年11月２日午前10時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年12月14日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成23年１月21日から平成23年１月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（再）第１号
長崎県佐世保市大塔町609番地７
再生債務者　有限会社光機設
代表者代表取締役　兒玉　純照
１　決定年月日時　平成22年11月２日午後１時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年12月10日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成23年１月21日から平成23年２月４日まで
長崎地方裁判所佐世保支部

再生債権の特別調査期間

平成２２年（再）第４号
福岡市中央区大手門３丁目11番23号
再生債務者　株式会社寿石油
特別調査期間　平成22年11月22日から平成22年11月29日まで
平成22年11月１日
福岡地方裁判所第４民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２２年（再）第５号
名古屋市港区小碓１丁目425番地
再生債務者　アイ・アンド・イー株式会社
１　決議に付する計画案　平成22年10月19日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成22年12月20日午後１時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成22年12月13日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成22年12月６日
平成22年11月１日
名古屋地方裁判所民事第２部